

大船渡市地域おこし協力隊 募集要項 (大船渡市移住定住総合支援事業)

1 地域おこし協力隊員の受入事業者／募集する活動テーマ

特定非営利活動法人高田暮舎と共同で、「大船渡市移住定住総合支援事業」に取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

2 活動内容

大船渡市移住定住総合支援事業

- (1) 移住定住支援サイトの開設、運営及び更新業務
- (2) 外部メディア等を活用した情報発信業務
- (3) 移住促進イベント等での広報活動業務
- (4) 移住希望者に対するワンストップ窓口の業務
- (5) 移住者と地域居住者とのコミュニティ形成支援業務
- (6) 大船渡市での移住定住ツアー実施業務
- (7) その他移住定住促進に関する業務

※ 令和7年度から開始した移住定住促進事業の中核メンバーとして勤務していただきます。

3 活動を通して期待される効果

大船渡市における人口減少と少子高齢化の問題に対処すべく、移住希望者のニーズに合わせた情報提供から移住後のフォローまで、切れ目のない支援を行うことにより、移住者の受入れの増加、移住者の定住による地域活性化を図ります。

4 募集人数

2名

5 受入事業者が求める人物像

- (1) 人とのコミュニケーションが好きな方
- (2) 対人業務の経験がある方
- (3) チャレンジ精神がある方
- (4) パソコンスキル (Word、Excel、PowerPoint)

6 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する方のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本市へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
 - ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域等に現住所を有している方（※）
 - イ 他の市町村において地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱後1年以内）
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方又は委嘱日前日までに終了する方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログ

ラムを終了した日から1年以内)

※ 総務省ホームページ「地域おこし協力隊」内の地域要件確認表にて地域要件を確認できます。

- (2) 活動内容に興味があり、受入事業者や地域住民と協力して活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方（AT限定可）
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に本市において就業又は起業し、定住する意欲のある方

7 申込受付期間

令和7年10月31日（金）まで

※ 定員に達しない場合、申込受付期間を延長し、随時受付選考を行い、採用が決定次第、募集を終了します。

8 応募手続及び選考方法

- (1) プレエントリー
- (2) 説明会
プレエントリー後、オンラインツールを用いて、活動内容等について個別に御説明します。
- (3) 本エントリー
1次選考に向け、書類を提出していただきます。
- (4) 1次選考
応募書類等により、書類選考を行います。
- (5) 2次選考

1次選考合格者を対象として、市内で対面にて面接を行います。

※ 1次選考を通過した方を対象に、現地説明会の案内をします。旅費や滞在費を含む参加費用は自己負担としますが、先輩移住者に直接会って話がしたい、活動内容を実際に体験してみたい等の御希望に合わせ、市内を案内します。

なお、現地説明会の参加有無は選考に関係しませんので、そのまま2次選考に進んでいただくことも可能です。

9 雇用形態及び委嘱期間

- (1) 特定非営利活動法人高田暮舎が雇用し、市長が地域おこし協力隊員に委嘱します。
- (2) 委嘱期間は年度ごとに更新し、最長3年間とします。

10 賃金・賞与

月額260,000円（賞与なし）

※ 社会保険料等を控除します。

11 勤務時間等

- (1) 勤務時間
午前9時～午後6時（休憩時間1時間）
- (2) 休日
原則土・日曜日、祝日
夏季休暇・年末年始休暇 有り

合計120日前後となります。

※ 業務が土日にあることもありますので、その際は代替休暇を取得していただきます。

12 勤務場所

(仮称) 大船渡市移住定住相談支援センター

※ 2025年度内に市内に設置予定です。

13 待遇・福利厚生等

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入します。

(2) 家賃補助（月額25,000円を上限）

※ 本人名義での賃貸契約書が必要です。

(3) 車両・ガソリン代補助

※ 社用車貸与あり・自家用車の場合は業務使用分を交通費として月毎に距離に応じて補助します。

(4) 通信費補助

※ 業務使用する社有携帯を貸与します。

(5) 年次有給休暇は、特定非営利活動法人高田暮舎の規程により付与します。

(6) 本市に赴任する際の費用は、自己負担とします。

14 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市役所 企画政策部 企画調整課（担当 志田、森）

TEL 0192-27-3111／FAX 0192-26-4477